2021 年 12 月 9 日 日本 I C S 株式会社

●給与上手<んa/給与・賞与 Version 12.101

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 退職所得課税の改正

改正前の制度の概要

【退職所得の金額】

原則、次のような計算で算出されます。

(収入金額-退職所得控除額)×1/2※=退職所得の金額

※勤続年数5年以下の役員等の退職手当等(以下「特定役員退職手当等」)については、「2分の1課税」 を適用できません。

【退職所得控除額】

次の表を基に算出されます。

勤続年数(= A)	退職所得控除額
20年以下	40 万円×A
	(80 万円に満たない場合は 80 万円)
20 年超	800万円+70万円×(A-20年)

※障害者になったことが直接の原因で退職した場合は、100万円を加えた金額。

令和4年1月1日以降の短期退職手当等に係る退職所得の金額について、計算方法が変わりました。

【短期退職手当等】

退職手当等のうち、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるものに対応する退職手当等。

【短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算方法】

控除後の金額に応じ、次の表から算出されます。

収入金額-退職所得控除額≦300万円	収入金額-退職所得控除額>300万円
(収入金額-退職所得控除額)×1/2	150 万円+{収入金額-(300 万円+退職所得控除額)}
	※150 万円:300 万円以下の部分の退職所得の金額
	{ }内:300万円超の部分の退職所得の金額

※障害者になったことが直接の原因で退職した場合は、100万円を加えた金額。

2021年12月9日 日本ICS株式会社

- ◆ 給与支払報告書(総括表)
 関東タイプ、関西タイプとも帳票に変更がありました。
- ◆ その他の改良、修正を行いました。

※詳細は、次ページからの"給与処理db【給与計算】(VERSION:12.101)の変更点"を参照してください。

Q注意

※他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応 プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

給与処理db【給与計算】(VERSION:12.101)の変更点

改正内容

I. 退職所得課税の改正

1) 改正前の制度の概要

【退職所得の金額】

原則、次のような計算で算出されます。

(収入金額-退職所得控除額)×1/2※=退職所得の金額

※勤続年数5年以下の役員等の退職手当等(以下「特定役員退職手当等」)については、「2分の1課税」 を適用できません。

【退職所得控除額】

次の表を基に算出されます。

勤続年数(= A)	退職所得控除額
20年以下	40 万円× A
	(80 万円に満たない場合は 80 万円)
20年超	800万円+70万円×(A-20年)

※障害者になったことが直接の原因で退職した場合は、100万円を加えた金額。

2) 改正の内容

令和4年1月1日以降の短期退職手当等に係る退職所得の金額について、計算方法が変わりました。

【短期退職手当等】

退職手当等のうち、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるものに対応する退職手当等。

【短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算方法】

控除後の金額に応じ、次の表から算出されます。

収入金額-退職所得控除額≦300万円	収入金額-退職所得控除額>300万円
(収入金額-退職所得控除額)×1/2	150 万円+{収入金額-(300 万円+退職所得控除額)}
	※150 万円: 300 万円以下の部分の退職所得の金額
	{ }内: 300 万円超の部分の退職所得の金額

※障害者になったことが直接の原因で退職した場合は、100万円を加えた金額。

I. 給与支払報告書(総括表)(ProIのみ)

1)給与支払報告書(総括表)

①関東タイプ、関西タイプとも帳票に変更がありました。

●関東タイプ



(令和4年度)

追	tru						*	2 #	4		
11	正		drip	c							
令和	年月	日提出	1	長殿							-
給存	の支払期間	令和	#	月分から		月分まで	ас		-	-	
1	-					1	-		-	_	
編人番	又私者の										
2	9 # +		-	بالصياد			-	-	-		1.1
给与	支払者の		-10-11-10	-31-32-33-33	-0-35	-12-24	*	· *			
医名	又は名称						*		ŧ.	*	A
竹樽を	Rの課意徴収 Cいる事務所						81 36		903	8	0.54
文社	単葉の名的						-	會新藩	取対	象者	
2	リガナ		<u> </u>	- <u>1997</u> - 19	12 22	1000	#		取 好 國	**	A
a F	の所在前	T					. 1	1 1 1	取対	亲有	Å
							0	(2種	# E H	53	
音子	支払者共						A.	推查人	夏の	音射	
の代	表者の氏名						府		200	68	
* 45	■の正名、	0.044		I I.		張	10	8	*	*	税務署
「高	課 休 水 品	武術					前 I	50	左 起 :	方 њ	
a, 17	*****	(電灯					R.	υe	0 4	1 1	
第午版 36 78	薄土等の氏名	1031				40	*	入書	0 1	4 行来	# · · · · ·
第17	导模式影戲要個			ne vara	and the state						
1	1項又は第35	山間折着(以	下「理論書」と	いう。) は、増) 用してください。	19635 1.57	e riteri e		- 1 #	317	\$00 B	**
2	絵与の支払り	日本る者で、日	給与所得につい # たい	て所得税を課業権	東京する機能	あのあるも	,01	, 次に	上り開	操市	
	[1] 1711	現在におい	て給与の支払を	常けている書い」	月31日	17					-
	(二) 新40) まで	888 8 2 17 C	1.04039E	1900年世纪定行5	te doni	P.0. 198	L. R.	#-10 g	(4-10-1	A 3 1	11
3	「推定番号」	概には、 焼	出先の市町村が	定める推定番号を	記載して	たさい。	- * M		Met		
3	てください			wanj a chi	Lenner						
a:	人を識別するた	1の個人書き.	又は伝人寄与」 利用等に関する	● 二位、町428 法律第2条第55	5者の個人名	12月1日(11日) 5月1日(11日)	様子	読にお	17:4名	() () ()	
	又は法人番号	(岡条第15:	項に規定する法	大番号をいう。)	を記載して	てくだきい	1, 12	8. 9	(人番号	を記載	
		「おきんであ	る場合の代表者	の圧名」業には、	超接責任	たの職氏者	全有	厳して	1000	95	
6	了給与支払1	No. 100 Per Carlo								DO NO.	
6 7	「給与支払1 給与支払者が日 「連続者の日	目の機関であ し名、所属鏡	の研究には、国	(1)機関など記載1 番号」欄には、1	この報告書は	Lower	:茶子	る者の	压制。	01.00	
6 7	「給与支払」 給与支払者が目 「連絡者の日 課、保名利用 課	日の機関であ し名、所属課 しの電話番号	の審行には、国 、保名良び電話 を記載してくだ	10日回日本を記載し 番号」欄には、1 さい。 10日 - 10日 - 10日	の報告書に	LOWER LOWER	·祥寸	る者の	氏名。 意:"原	Dia.	
6 7 8	「給与支払+ 給与支払者が日 「連続者の日 課、保名及び 開合せ先となる	回の機関であ し名、所属時 にの電話参号 に等の氏系炎 5税項士等の	○番分には、国 、保名良び電数 を記載してくだ 氏名及び電話番号」構	0 毎号」欄には、 さい。 には、税増士等が 号を記載してくた	こてください この報告書に 5朝伝書を付 ささい。	こういで見 中成する単	:帯す 合に	る者の - 報告	氏名。 書に保	17.5	
6 7 8 9	「給与太太」 「給与大者が」 「「協力者が」 「協力者が」 「協力者」 「協力先になる」 」 に の に の に の に の に の に の に の に の に 者 の に の に	回の名、田田市 の名、田田市 の名、田田市 の 御田市 の 御田市 御田市 御田市 御田 日 日 の 名 田 田 市 名 田 田 市 名 田 田 市 名 田 田 市 名 田 田 市 名 田 田 田 田	 毎行には、国 、保名良び地防 を記載してくた 近名及び地防番号」 近名及び地部番号」 近名及び地部番号 1月1日現在 を記載してくた 	(1) 機関をを記載し 書与」欄には、2 さい。 には、税増士等さ 号を記載してくた において勤年のう ざい、	してください この報告書に 5報告書を付 ささい。 E私をする4	* こついて見 ド成する単 ド版示。単	:茶す 合に 東所	る者の 、 単分 等から	 氏名。 書に保 給与等 	が高 ける 1の文	
6 7 8 9	「給与支払利 「除た者が同 「連続者処理」 「開生失き者ので」 「開生失き者」 「開生失き者」 私を「教しい」 る。	の代えて の代えて の代えた の学校理 に の学校理 構 の 世 の 世 に し 日 ま の た に し 日 の の た い 一 構 明 示 参 参 の 北 ま ネ の の た い 一 構 所 ま ネ の の た い 二 構 明 示 参 本 ネ の の た 二 、 日 の た 、 の で し 、 の で 、 、 の で 、 、 の で 、 、 の で 、 、 の で 、 、 の で 、 、 の た い 二 に に 、 、 の た い 二 に に 、 、 の 二 、 の 二 、 の 二 、 の 二 、 の 二 、 の 二 、 の 二 、 の 二 、 の 二 、 の 二 、 の 二 、 の 二 、 の 二 、 の 二 、 の 二 、 の 二 、 の 、 、 、 の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	○毎保希して、 「 毎日の の 毎日の の 毎日の の 日 の 日 の し の の の の の の の の の の の の の	○機関もを記載し 番号」欄には、2 活い。 には、税増主等さ 号を記載してくた において紛与のう ざい。 町村に対して「き のので、	- てください - の報告書 - の報告書を - さない。 E私をする4 - たな私報(、 こついて見 ド成する様 ド版示。単 府面 (個人	(株子)合に (集所 (知明	る者の 。 報告 (等から (細書)	 氏名。 書に保 給与等 上を視 	10 10 11 11	
6 7 8 9 10	「絵な大書がに 「絵な大書がに 「建築まなりで」 間合生気が、 「合生気化」 「合生気化」 「合い」 「合い」 「合い」 「合い」 「合い」 「合い」 「合い」 「合い	の名の地の大手 の名の地の注意の に し う わ 数 の た の の 名 の 地の 男 の 名 の 地の 男 の 名 の 地の 男 の 名 の 地の 男 の 名 の 地の 男 の 名 の の の 名 の の の の 名 の 世 の 男 の の た の の の の の の の の の 、 の 世 の 月 の の ち の 方 の 方 の ち の ち の 方 の ち の ち の う の ち の ち の ち の ち の ち の う の ち の ち	○、保知総合には、 物子を行いた。 の一般にしていた。 の一般には、 の一般には、 の一般には、 の一般には、 の一般には、 の一般には、 の一般には、 の一般には、 の一般には、 の一般には、 の一般には、 の一般には、 の一般には、 の一般には、 の一般には、 の一般に、 の一の一般に、 の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	(0) 機関係を記載し、 着号し、欄には、ここには、税増工号され、ここには、税増工号を記載していた。 をおいておいて新たちのう さいれに対してください。 を記載しての可能してくだけ。	してください この報告書 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	、 こついて記 中成する場 単務所、専 甲豊(個人 会与支払者	(禁す (合に (来所 (別所 (告書	る者の 、単分 等から (細書) F(個人	 氏名。 書に探 給与等 」を視 20明細 	内高 (する 山の文 山(す) (音) 」	
6 7 8 9 10 11	「給なた者の」 「給なた者の」 「結果をおけっ」 「信いており」 「信いており」 「信いており」 「「一般」」 「一」」 「一	副の名の 「市 た の の の の 、 ち 税 に ち 税 に ち 税 に 、 の の 式 等 の ら 税 見 、 の 市 た 等 の た 等 の た 等 の た 等 の た 等 の た 等 の た 等 の た 等 の た 等 の た 等 の た 等 の た 等 の た 等 の た 等 の た 等 の に た 等 の た に ま の の に た 等 の た に ま の の に た 等 の た に ま の の た 、 等 の た に し 目 の の 来 、 書 の の の た 等 た に し 目 の の 来 、 書 の の の の の の の の の の の の の	○、をび氏、をはなう。 等係転載なりました。 をはなり、転しての人はなり、 をはなり、転しての人はなり、 をはなり、 したのでは、 したので、 のから、 のから、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 のの	の機能などには、2 第号1 欄には、2 さい、税増工学さ 分を記載したない。税増工学さ たおい、税増工でくだ された約に対して「約 を記載したな时料」 ののうち通識者の のには、働用生の	してください この報告書 (報告書) (記名をする) (に名をする) (いして記) (いして記) (いして記)	1. こついて記 年成十石様 新所、専 (個人 数日 て「約日	第一日 中国 日本	る者の 、報告 (単立ら) (細音) (個人	 氏名。 書に保 給与等 」を視 別明細 (個) 	内高 (する 山の文 山(す) () () () () () () () () () () () () (
6 7 8 9 10 11	「給与本部の」 「会」 「会」 「会」 「会」 「会」 「会」 「会」 「会」 「会」 「会	間の名の増した の名の増加 に 数の名の増加 に 数の名の増加 に 数の名の 準 に 数 の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	○、をびれ、記が優にした。 をびれ、記述のでは、このでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のの では、 ののでは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででいた。 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のでででいる。 のでででいる。 のでででいる。 のでででいる。 のででででいる。 のでででいる のででででいる。 のでででいる。 のでででいる のでででいる のでででいる。 のででででいる。 のででででいる のでででいる のででででいる。 のでででいる のでででいる のでででいる のででででいる のでででいる のででででいる のでででいる のででででいる のででででいる のでででいる のでででいる のでででいる のでででいる のでででいる のでででいる のでででいる のでででいる のでででいる のででででいたいでででいる のでででいる のでででいででいたいでででいる のでででいたいででいたいでででいたいででいたいでででいたいででいたいででいたい	の機能などには、こ 等待し、低端には、こ さらい。低端には、こ さらい。低端には大き にない、低端にてくたい。 などには、これ、低端にでくたい。 などには、これ、低端になった。 でたい、低端にでくたい。 などには、これ、低端になった。 でたたい。 などの、低端になった。 でたたい。 などの、低端になった。 でたたい。 などの、低端になった。 でたたい。 などの、低端になった。 でたたい。 などの、低端になった。 でたたい。 などの、低端になった。 などの、低端になった。 などの、低端になった。 などの、低端になった。 などの、低端になった。 などの、低端になった。 などの、低端になった。 などの、低端になった。 などの、 ない、 などの、 ない、 などの、 なの、 なの、 なの、 なの、 なの、 なの、 なの、 な	こでください この報告書 い ない。 この報告書 に たた。 で ない。 で た て た の 報 行 書 を た 。 の 報 告 書 に の 初 告 書 に の 初 告 書 に の の の の の の の の の の の の の の の の の の	************************************	第一台 来 別 告さ支を	る者の 報告 御行	 氏名。 書に保 給与等 加明細 (個人さ 	内高 (する 山子 (明) 3 (明) 4 (小)	
6 7 8 9 10 11 12 13	「 な 本 本 本 本 本 本 本 、 一 本 大 本 本 、 一 の に 一 な 大 来 本 、 一 の に 、 一 の に の た 、 、 一 の の に の た 、 、 の の の 、 の の の の の の の の の の の の の	間の名の増加、 の名の増加、 の名の増加、 の名の増加、 の名の増加、 の名の増加、 の名の増加、 の名の増加、 の名の増加、 の名の増加、 の名の の相、 の名の の の の の の の の の の の 地 、 、 の の の の の 、 、 の の の の 地 、 、 の の の 、 の の の 、 の の 、 の の の 、 、 の の の 、 の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の 、 の の 、 、 の の 、 、 の の 、 、 の の 、 、 の の 、 、 の の 、 、 の の 、 、 の の 、 、 の の 、 、 の の 、 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の の 、 の の の 、 の の の の の の の の 、 の の の 、 の の の 、 の の の の の の 、 の の の の の の の 、 の の の の の 、 の の の 、 の の の の 、 の の の 、 の の の 、 の の 、 の の 、 の の の の 、 の の の 、 の の の 、 の の 、 の の の の 、 の の 、 の の の の の の の の の の の 、 の の の の の の の 、 の の の の 、 の の の の の の 、 の の の の の の 、 の の の の の の の の の の の の の	○、をび死、した、 をび死、した、 をび死、した、 のため、 のたの、 のため、 のため、 のたの、 のため、 のたの、 のため、 のたの、 のたの、 のため、 のため、 のため、 のたの、 のため、 のため、 のため、 のため、 のため、 のたの、 のため、 のたの、 のため、 のため、 のため、 のため、 のため、 のため、 のため、 の	 (機)、をおは、こ (機)、それは、2 (場)、後、後、後、後、後、後、後、後、後、後、後、後、後、後、後、してくり、2 (には、後、後、後、後、後、人、人、人、人、人、人、人、人、人、人、人、人、人、人、	しての報告に、 「「「「「」」の しての報告でした。 しての報告でした。 したの報告での したの報告での したの報告での したの報告での したの報告での したの報告での したの したの したの報告での したの したの したの したの したの したの したの した	1. こついて見 年成十五番 年春 年春 ななしてんん 日 秋 (個人 教 たてんん 月 秋 (個人 教 た のいて見 (個人 教 た の) (個人 教 の) (個人 教 の) (個人 の) () () () () () () () () ()	茶 合 葉 別 伝さ支を者	る者の一部に、「学校を書」の書の「学校を書」の「学校を書」の「学校」の「学校」の「学校」の「学校」の「学校」の書である。	氏名。 書に開 端 年 様 二 の 明 組 人 さ で 一 の 明 組 く び 「	内高 (する 山す 二 別明 い、 通振 教明 い、 通振 教明	
6 7 9 10 11 12 13	「結ち支払者がに 「な支払者がに」 「な支払者がに」 「は支払者がに」 「は支え込み」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「は支えたれば」 「」 「は支えたれば」 「」 「は支えたれば」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」	間の名の回転した の名の町の市 の名の町の市 の名の町の市 制の名の町の市 制の名の町の市 制の名の町の市 一 構築のの名 通の名の町 一 構築のの名 一 個 他 一 個 総 氏 古 泉のの名 一 個 他 一 他 一 名 一 の 名 一 市 日 た 日 に 一 日 日 の 名 一 本 日 た 日 に 一 日 日 の 名 一 他 一 他 日 た 一 一 他 日 の 名 一 他 一 日 一 一 日 一 一 一 一 日 一 一 一 日 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	○、をび死、をはな者の対応に、 の、をび死、をはな者の対応に、 でのため、 でのため、 のないため、 ののには、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、 のの	0.00000000000000000000000000000000000	この 単合いた (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	1. このいて応 単 称 表 素 (個) 単 な な して 「 俗」 本 な な して 「 俗」 に か か (通) 単 か で (ん 単 水 の い か た (通) 単 の で (ん 単 水 の い か か (通) 単 の で (点) 単 の い て 応 り (一) の い て 応	第一合 葉 別 供き支を者 月晴	る者の、 学 細 (一般) (一) (一	 氏名。 書に保等 品 を提知 () () () () () () () () () () () () () (内 向 つ 立 立 ま) 三 別 例 い 瀬 衣 、 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 二 一 二 二 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	

●関西タイプ

(令和3年度)

赤枠は 削除さ れた項 目です。

給与の支払期間	令和(平成)	年	月分から	Л	分まで		\sim	-
給与支払者の個人 書号又は法人書号				1		(右詰め	で記載して	ください
フリガナ					提出区分			
給与支払者の 名称又は氏名					事業種目			-
					受給	者総人員		
所特視の国家開設 をしている事務所 又は事業所の名称					提出	市町村数		
プリガナ				1	(住民 **)	制微収 税を給与	545	
同上の所在地	-	-		報告 普通		総務者 総取 総務者を定者		
检测微 収			員	(住民税を 差し引きで	着与からきない人)	支払不定期 乙酰等		
の選付先	T -	#)########			8ł			
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名				住印	モ税を特別間はし引き)する場 の送付は必要	R(給与から 合、納入書 まですか	()
	所属			Ŧ	新總統務署	1		税務
連絡者の氏名、 所属際、係名	群保名 (フ9ガナ)			*	齢年の (払方法・開日			
Di Unidani di 10	氏名	(電話番号	2 (2)	-	明像な牧祭の に込みを希望	(名称)		
関与税理士等 の氏名及び 電話番号	氏名	(電話番号	2 1	する金融機関 約年度指定書号 (約年支払表素号)		(所在地) (新規)	2	
電話番号 生) 個人事衆主の 書類又はその ³ 生) 普通微収は1	方は、個人番号 明し)が必要です に給与支払報告1	(理由書号 を記入してください。 書を提出する場合	、本表を提出する際 は、普通機収切替度	(約 は、番 由書を	47支払者参考) 号及び身元線 を使用する等。	(三四) (高音葉の) 提出先各日	^現 示又は提出 1町村の提出	(確認 方法

(令和4年度)

堤 出 日 給与の支払期	令和 年 月 日 ^{1.通知 …}] ^{1 新出}	以外の場合 現の場合	は相定番号を は「1」を記	記えしてくださ 入 →
間 合与支払者の個人 許号又は法人番号	合和 年 月分から 月分	オマ	2	(右詰る	めで記入し	てください。
フリガナ 給与支払者の 名称又は氏名		_	事 菜 受給者	種 目 総人員		
所得税の源泉徴収 としている事務所 とは事業所の名称			特別後 住民税を編 差し引き	収 合与から する人	在職者	
フリガナ		報告	普通復	収	退職者	
同上の所在地	F	人目	住民税を編 差し引きでお	与からきない人	退職 予定者 乙欄 その他	
寺別 徴 収 関 係 書 類 の 送 付 先 送付先の新規設定・変	Ŧ	se		計		
合 与 支 払 者 が 去 人 で あ る 場 合 り 代 表 者 の 氏 名		所	机税務署	1		税務
単結先の氏名、 新属課、係名 及び電話番号	所 (1) 2 (1) 方 ナ 氏 名 電話条件	h及 住給る杯	+の支払の方法 びその期日 そ税を特別徴収 年から差し引き) 場合、顧入書の けは必要ですか	1.必要 2.不要	前入書を 使用して納入 は13.5年5日長夫道 前後5.275ム 前後前回5.47-	
関与税理士等の 長名、所在地 友び電話番号	氏 名				17590	_

注) 訂正する場合は二重線で抹消してください。 注) 番号記入箇所は該当する番号を記入してください。

改 良

■入力画面等を開くと、マスターバージョンアップが行われます。

※ご注意※

改正内容の適用は令和4年1月1日以降ですが、令和3年以前マスターであっても、マスターバー ジョンアップ後は退職金明細書画面が令和4年改正対応の画面になります。 (入力済みの内容は、変更後の画面の該当する欄に転記されます。) 令和3年以前マスターの場合、短期退職に関する選択肢や入力欄は制御されます。詳細は後述をご参 考ください。

I. 給与・賞与/入力・出力

1) 退職金明細書

①改正に対応するため、業務画面を変更しました。

●従来

処理月(納付書集計用)		01月	支給日(納付書集計用)				令利	和04年01月25日		
退職金		10,000,000	控除項	目:				閁	所得税		125,072
								道	道府県民税		88,000
								市	5区町村税		132,000
支給合計		10,000,000	課税退	谶 所得			2,200,	000 X	詞支給額		9,654,928
退職区分	普通	•		勤続年数及び勤続	年数に		Ę	の勤務	売年数に通算された前の		
申告書提出	有り	•		応ずる控除の氦	金額		12	勤続年	動に応ずる控除の金額		关制的联系组织分析
入社年月日	平成20年04月	月01日		平成20年04月01B	-		自				定印题稿用特任序码
退職年月日	令和04年01月	月31日		令和04年01月31E	3		至				
退職金(一般)		10,000,000	14年	L .	5,	,600,000	年				5,600,000
特定役員の有無	無し	•	役員就(壬年月日							
退職金(特定役員)			役員退(壬年月日							
特定役員	員等勤続年数			一般勤続期	間				重複勤続年数		特定役員 退職所得控除額
自							自				
至			至				至				
											0
支給区分 <mark>◎ 通常支</mark>	こ給	○追加支給		○他から支給	(当年中	י)	4	○特定	役員・一般退職手当等の両	司方を	支給
今回支給金額		10,000,000	一般退職	手当					退職所得控除額		5,600,000
上記以外の退職手当			一般退職	所得控除額					課税退職所得金額		2,200,000
上記に対する徴収税額			特定役員	退職手当					上記に対する税額		125,072
合計支給額		10,000,000	特定役員	退職所得控除額					徵収税額		125,072

●変更後

処理月(納付書集計用)	01月 支給日(納付書集計用)	令和04年01月25 E	3
退職金	10,000,000 控除項目:	所得税	125,072
		道府県民税	88,000
		市区町村税	132,000
支給合計	10,000,000課税退職所得	2,200,000 <mark>差引支給額</mark>	9,654,928
退職区分	一般退職 勤続年数及び控除金額	前の退職手当の勤続年数/控除金額	
申告書提出 有り 🗸	自 平成20年04月01日		
入社年月日 平成20年04月01日	至 令和04年01月31日	至	退職金(一般) 10,000,000
退職年月日 令和04年01月31日	14年 5,600,000	年	差引退職控除 5,600,000
	短期退職 勤続年数	前の退職手当の勤続年数	
退職所得の種類	自		
一般退職 🔹	至 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	至 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	退職金(短期)
支給区分 通常支給 💽			短期退職控除 0
		前の退職手当の勤続年数	
	自	自	
	至	至 <u>一</u>	退職金(特定)
			特定退職控除 0
一般・短期 重複年数	一般・特定役員 重複年数	短期・特定役員 重複年数	一般・短期・特定役員 重複年数
e e e e e e e e e e e e e e e e e e e		É C	É .
至	至 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	至 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	至
今回支給金額	10,000,000上記以外手当内訳 一般	退職所得控除氣	5,600,000
上記以外の退職手当	短期(300万以下)	課税退職所得到	2,200,000
上記に対する徴収税額	短期(300万超)	上記に対する利	税額 125,072
合計支給額	10,000,000 特定役員	徵収税額	125,072

・黄色枠内は変更ありません。

・赤枠内は、改正により主として変更した部分です。

・青枠内は項目に一部変更があります。

※役員就任年月日、役員退任年月日について、今回の改良で削除となっています。 (帳票への出力はしない項目であったため。)

- ②「退職所得の種類」を新設しました。
 - ・従来では一般・特定役員の2種類でしたが、改正により短期の区分が増えたため、特定役員の有無の 選択肢を廃止し、代わりに退職所得の種類を設置しました。

退職区分 普通 🗨	一般退職 勤続年数及び	控除金額 前	の退職手当の勤続年数/控除金額		
申告書提出 有り ・	自 平成20年04月01日	自			
入社年月日 平成20年04月01日	至命和記册	目の種粕		退職金(一般	2) 7,000,000
退職年月日 令和04年01月31日	14年 14年 14年	チャンパ主大只		差引退職控	综 5,000,000
	短 一般退職			~ _	
一般・短期がある場合・	至令和一分服職			退職金(短期	3,000,000
支給区分 通常支給 ▼	03年 短期退職			短期退職控	命 600,000
	↑ ● 特定役員:	退職			
-	≟────般・短	期がある場合		退職金(特定 特定退職搭	E) 涂
- 一般・短期 重複年数	一般・一般・特	定役員がある場合	ĩ	一般・	短期・特定役員 重複年数
自 令和02年01月01日		古い見いなて相く		自	
至 令和04年01月31日	至	正仅貝川のる場合	i .	至	
03年	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	期・特定役員があ	る場合		

・退職所得の種類を選択すると、該当欄が入力可能となります。入社・退職年月日を入力して勤続年数 と控除額を算出します。下表は退職所得の種類と、入力可能となる欄です。

退職所得の種類	入力可能な欄
一般退職	一般退職
短期退職	短期退職
特定役員退職	特定役員退職
一般・短期がある場合	一般退職、短期退職、一般・短期 重複年数
一般・特定役員がある場合	一般退職、特定役員退職、一般・特定役員 重複年数
短期・特定役員がある場合	短期退職、特定役員退職、短期・特定役員 重複年数
一般・短期・特定役員がある場合	全ての入力欄

例)一般・短期がある場合を選択



※この例では、特定役員退職欄や特定役員との重複年数欄は、グレーで入力できません。

・退職所得の種類のうち「短期退職」「一般・短期がある場合」「短期・特定役員がある場合」「一般・ 短期・特定役員がある場合」は、令和4年以降マスターで、かつ、退職年月日が"令和4年1月1日 以降"の退職者のケースのみコンボボックスに表示されます。



- ③「上記以外の退職手当」について、内訳で入力するよう変更しました。
 - ・「上記以外の退職手当」は手入力不可となり、内訳の合計金額が表示されます。
 - ●従来

今回支給金額	10,000,000	一般退職手当	
上記以外の退職手当		一般退職所得控除額	
上記に対する徴収税額		特定役員退職手当	
合計支給額	10,000,000	特定役員退職所得控除額	

●変更後

今回支給金額	30	,000,000	L記以外手当内訳 一般	5,000,000
上記以外の退職手当	8	,000,000	短期(300万以下)	3,000,000
上記に対する徴収税額		104,652	短期(300万超)	
合計支給額	7 38	,000,000	特定役員	
		合計		

④「一般退職手当」~「特定役員退職所得控除額」を、一般、特定役員に関する項目内に移動しました。

●従来

今回支給金額

20,000,00 - 1933項手当 10,000,00 - 1933項手当 5,800,000 - 1933年5月 - 5,800,000 - 1933年5月 - 5,800,000 - 11,900,000 - 11,900,000





				· · ·
	、社が一般、B 社が短期 い思わる つ 社の主給のま	那のため、 一般・短 =ね 「他から吉給(期がある場合」 当年中)」を認	を選択
 又和区方は10万00 		この、「100かり又和(ヨヰ中)」 てま 11月25日	利用
B社退職金	5,000,000控除項目:	所得税 道府県医		
支給合計	5,000,000課税退職所得	市区町村 差引支総	税 合額	5,000,000
退職区分 普通 申告書提出 有り	一般退職 勤続年数及び控除金額 自	前の退職手当の勤続年数/控除金額 自		5 000 000
人在年月日			退職金(一般) 差引退職控除	5,000,000 0
退職所得の種類 一般・短期がある場合				
支給区分 他から支給(当年中)	年	年 年	短期退職控除	0
NA社 B社の入社・退	職年日日と B 社の退	闘会を「退職会(短期	11) しにスカレ	ます。
期間の入力のポイン	ハឈ_+ノ」コここ、ひたの)と ント			
その年に2以上の過	退職手当等がある場合の	D勤続年数は、「最も:	長い期間+最も	長い期間と重複
していない期間」て	≞計算します。			
・最も長い期間=A	社の24年(H10.4.1	~R4.3.31)		
・最も長い期間と重	複していない期間=B	社のうち(R4.4.1~	R4.11.30)	
・勤続年数= H10.	4.1~R4.11.30の25	5年_→これを一般退	職の期間に入た	します。
処理月(納付書集計用) B社退職金	11月支給日(納付書集計用) 5,000,000 <mark>控除項目:</mark>	令和04年1 所得税	1月25日	
	5 000 000 理我公司联邦公理		兄	5 000 000
	 一般退職 勤続年数及び控除金額 □ 平成10年04月01日 	前の退職手当の勤続年数/控除金額	*	0,000,000
			退職金(一般) 差引退職控除	9,900,000
退職所得の種類	短期退職 勤続年数 自 令和01年05月01日	前の退職手当の勤続年数 自		
 一般・短期がある場合 支給区分 他から支給(当年中) 	 _ 至 令和04年11月30日 - 04年 	至 年	退職金(短期) 起期退職投訴	5,000,000
4)一般・短期 重複年数	を入力します。			
処理月(納付書集計用) B社退職金	11月 <mark>支給日(納付書集計用)</mark> 5,000,000控除項目:	令和04年11 所得税	月25日	
		道府県民務 市区町村移	ž.	
支給合計 退職区分 <mark>普通</mark>	 5,000,000 課税退職所得 一般退職 勤続年数及び控除金額 一般退職 勤続年数及び控除金額 	差引支給容 前の退職手当の勤続年数/控除金額		5,000,000
申告書提出 有り 入社年月日 令和01年05月01日 日期年年日日 令和04年11日20日	 · · 自 平成10年04月01日 · 至 令和04年11月30日 · · 10 500 1 · · ·		退職金(一般)	10 500 000
返職千月日 〒和004年11月30日 	25年 10,500,0 短期退職 勤続年数 自 今和01年05月01日	JUU 年 前の退職手当の勤続年数 自	左与 ()思味()至)小	10,500,000
一般・短期がある場合 支給区分 他から支給(当年中)	 ✓ 至 令和04年11月30日 ✓ 04年 	· 至 至 年	退職金(短期) 短期退職控除	5,000,000
	特定役員 勤続年数	前の退職手当の勤続年数 自		
			退職金(特定) 特定退職控除	0
 一般・短期 重複年数 自 令和01年05月01日 	一般・特定役員 重複年数 自	短期・特定役員 重複年数 自	一般・短期・特定(自	2 員 重複年数
至 〇3年 			至 	
5)上記以外手当内訳 一;	設に A 社の退職金を入	カして完了となります	t.	
5)上記以外手当内訳 一	設にA社の退職金を入 11月素目(約7書集計用) 5,000,000撥擁項目:	.カして完了となります 令和4年1	「 月25日」	278,222
5)上記以外手当内訳一	設にA社の退職金を入 11月支結日(納付書集計用) 5,000,000控除項目:	カして完了となります 令和04年1 一 一 市区町村 市区町村	「 月25日) 魚 魚	278,222
5)上記以外手当内訳 — 如理月(納付書集計用) P社退職金 支結合計 退難区分 普通	 設調 動設 の (2000) 11月支給目(約付書集計用) 5,000,000/控除項目: 5,000,000 (準税退職所得) 一般現職 勤税年数及び投除金額 	カして完了となります 令和04年11 所得税 道府県時 市区町村 3,500,000 歴5支給 前の県戦手当の勤税年数/打済全額	1 月25日 R R R A	278,222
5)上記以外手当内訳	 般にA社の退職金を入 11月支給日(納付書集訂用) 5,000,000 控除項目: 5,000,000 連続回職所得 6 中級回職 勤続年級及び投資金額 6 平成10年04月01日 金和04年11月30日 	カして完了となります。 今和04年11 が得税 道原興民 市区期村村 3,500,000 差り支給 前の退職手当の助税年数/技術全級 自 至	1 月25日 党 党 通 道職金(一般)	278,222 4,721,778
5)上記以外手当内訳 — 9社退職金 	 設定A社の退職金を入 11月支給日(納付書集計用) 5,000,000/控除項目: 5,000,000 (準税退職所得 6 平成10年04月01日 至 谷和04年11月30日 25年 10,500,1 短期時期、新統年数 	カして完了となります 令和04年11 所得税 道府県民 市区町村 3,500,000 度うま結 前の退戦手当の勤続年数 の 年 前の退戦手当の勤続年数	1月25日 見 見 見 道職金(一般) 差引)道職控除	278,222 4,721,778 10,500,000
5)上記以外手当内訳 <u> 切理月(納付書集計用) 日社退職金 支持合計 選覧区分 普通 申告書提出 有り 入社年月日 令和01年05月01日 選載年月日 令和04年11月30日 選載が得るな結合 一般の後期がある場合 一般のたまなの(地方中の)</u>	 般にA社の退職金を入 11月支給日(納付書集5(用) 5,000,000 控除項目: 5,000,000 連税退職所得 一般原電 勁純年教及付對塗益額 一般原電 勁純年教及付對塗益額 一般原電 勤純年教及付對塗益額 一般原電 勤純年教及付對塗益額 一般原電 勤純年教及付對塗益額 一般の1年105月01日 空 令和01年05月01日 空 令和01年11月30日 04年 	カレて完了となります。 ^{令和04年1} ^{附得税} 道が展開 道が展開 道の開発 道の開発 道の開発 前の退職手当の勤減年数/指除金額 章 至 前の退職手当の勤減年数 自 至 前の退職手当の勤減年数	1月25日 見 見 見 点 道職金(一般) 差引追職/診除 追職金(短期) 追職金(短期) 1日和2月25日	278,222 4,721,778 10,500,000 5,000,000
5)上記以外手当内訳	 භくに A 社の退職金を入 11月支約日(納付書集計用) 5,000,000 控除項目: 5,000,000 理校退職所得 6,000,000 理校退職所得 9 平成10年04月01日 26年 10,500,100 10,500,100 6和04年11月30日 26年 10,500,101 5,4004年11月30日 	カレて完了となります	1月25日 見 見 見 道職金(一般) 選職金(元般) 道職金(短期) 道職金(短期) 項項項退職證除	278,222 4,721,778 10,500,000 5,000,000 1,000,000
5)上記以外手当内訳	 般にA社の退職金を入 11月支給日(納付書集5件) 5,000,000 控除項目: 5,000,000 連続退職所得 5,000,000 連続退職所得 6 平成10年04月01日 空 令和04年11月30日 25年 10,500,1 空 令和04年11月30日 25年 10,500,1 空 令和04年11月30日 04年 有定役員 助馬年款 自 	・ 令和04年1 第項等現 道府県県村 市区町村村 第項第現 道府県県村 ・ 市区町村村 3,500,000 空号支統 ・ 第の退職手当の勤続年数 ・ ・	1月25日 見 見 見 見 見 夏 項 辺戦金(紀期) 通戦金(紀期) 通戦金(紀期) 道戦金(紀期) 道戦金(紀期) 道戦金(紀期) 道戦金(紀知) 道戦金(紀知) 1 道戦金(紀知) 1 1 近日 1 <	278,222 4,721,778 10,500,000 5,000,000 1,000,000
5)上記以外手当内訳 ① 22月(納付書集計用) 日 日 日 22時金 22時金 22時金 22時での 22時での 22時で 22	設にA社の退職金を入 11月支給日(納付書集計用) 5,000,000/控除項目: 5,000,000/理除退職所得 5,000,000/理除退職所得 自 平成10年04月01日 至 令和04年11月30日 25年 10,500, 短期退戦 勤続年数 自 令和01年05月01日 至 令和04年11月30日 04年 将定没員 勤続年数 自 至 	力して完了となります 令和04年1 所得税 道府県院 市区町村村 3,500,000 差可以能手当の勤減年数/1券余益額 自 至 前の退職手当の勤減年数 自 至 第の退職手当の勤減年数 自 至 四 年 前の退職手当の勤減年数 自 至 四 車 前の退職手当の勤減年数 自 至 四 理期・特定役員 重複年数	1月25日 第 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	278,222 4,721,778 10,500,000 5,000,000 1,000,000 1,000,000 0 2員 奎祺年教
5)上記以外手当内訳	 設にA社の退職金を入 11月支給日(納付書集計用) 5,000,000 控除項目: 5,000,000 運輸退 5,000,000 運輸退 6,200,000 運輸退 6,200,000 運輸退 6,200,000 運輸退 6,200,000 運輸 7,200,000 運輸 6,200,000 運輸 6,200,000 運輸 7,200,000 運輸 6,200,000 運輸 7,200,000 運輸 6,200,000 運輸 7,200,000 (200,000,000) 7,200,000 (200,000,000,000,000,000,000,000,000,000	力して完了となります。 令和04年1 所得我 道府県県 市区町村村 100週載手当の勤焼年数/増修金額 自 至 000 年 前の週載手当の勤焼年数/増修金額 自 至 前の週載手当の勤焼年数 自 至 前の週載手当の勤続年数 自 至 印の週載手当の勤続年数 自 至 印の週載手当の勤続年数 自 三 印の週載手当の勤続年数 自 三 町の週載手当の勤続年数 自 三 町間・特定役員 2 短期・特定役員 三 三	1月25日 1月25日 2	278,222 4,721,778 10,500,000 5,000,000 1,000,000 2員 重復年致
5)上記以外手当内訳 (1) 8社退職金 (1) 9社退職金 (1) 支結合計 (1) 2月(第)合業指出 (1) 2月(1) (1) 2日(1) (1)	 般にA社の退職金を入 11月支給日(納付書集計用) 5,000,000/控除項目: 5,000,000/控除項目: 5,000,000/理於退職所得 ● ●<	のして完了となります。 今和04年1 所得税 道府県長期 道府県長期 前の退職手当の勤減年数 章 第の退職手当の勤減年数 自 至 前の退職手当の勤減年数 自 至 前の退職手当の勤減年数 自 至 前の退職手当の勤減年数 自 三 前の退職手当の勤減年数 自 三 前の退職手当の勤減年数 自 三 10,000,000 三 10,000,000	1月25日 児 児 児 児 児 児 リ 1回転金(一般) 三 1回転金(短期) 1回転金(日本) 日 一 日 <t< td=""><td>278,222 4,721,778 10,500,000 5,000,000 1,000,000 1,000,000 2員 重排項年約 0 2員 重排項年約</td></t<>	278,222 4,721,778 10,500,000 5,000,000 1,000,000 1,000,000 2員 重排項年約 0 2員 重排項年約

④F4 プレビュー、F5 印刷を行う際、一人分・一人分封筒用の「連絡欄選択」について、以下のケースで 選択欄にチェックのない状態になるよう変更しました。

- ・連絡欄設定を個人選択で処理終了し、次回起動したとき。
- ・出力社員選択が未選択で、連絡欄設定の会社共通から個人選択に切り替えたとき。
- ・異なる連絡欄を設定している複数の社員について出力社員選択で指定したとき。

I. 年末調整/給与支払報告書(ProIのみ)

1)給与支払報告書(総括表)

①様式の変更に伴い、総括表(入力)画面を変更しました。

- ・「特別徴収税額の払い込みを希望する金融機関」「前年度分の特別徴収義務者指定番号」を削除しま した。
- ・「会計事務所等の名称(Home)」から「関与税理士等の氏名 所在地 電話番号(Home)」に変 更しました。また、関西タイプに合わせ「所在地」を新設しました。
 - ●従来



②総括表(印刷)画面を、総括表(入力)画面の変更に伴い、以下のように変更しました。
 ・提出区分のうち「年間分、退職者分」の選択を削除しました。

(関東タイプ、関西タイプともに様式から項目が削除されたため。)

提出区分		提出区分
年間分 ↓ 年間分		×
退職者分	削除	

・提出区分の選択肢の削除に伴い、オプションから「退職者分選択時、全ての項目を印刷」を削除しま した。



- ・「義務者番号」を「指定番号」に変更しました。
- ・関西タイプでは、指定番号の「新規を丸で囲む」を「新規の場合は「1」を記入」に変更しました。

- 義務者番号 ■空欄時、以下を出力	指定番号	措定番号 (給与支払者番号)
 普通徴収希望 ✓ ✓ ✓ 		普通徵収希望
	※回すると、出力時、右上に 「1」が表示されます。	1新規以外の場合は非常要求要求起入して ##23、 1、新規の場合は「1」を記入→ 1

- ・出力を、各々改正様式に合わせて変更しました。
 - ●関東タイプ

Г

迎 加	指定番号	迫加	指定番号	
新 差 AT 1 H 25 R ANH	112233	訂正 48 18 25 188 利福市1988	112233	
■10 4 1 1 20 mm 1 1 10 mm 12 10 mm 1	8	11710 美中 17月 20 月2日 1 日分から 12 日分まで		
****** 7 1 0 0 4 5 0 7 0		****** = 1 0 0 4 5 0 5 0 0	0 1 1 0	
846655466 / 1 2 3 4 5 6 / 8	9 0 1 2	www.man.	0 1 2	
5 9 # + 915/7+1/9 /B/	事業積日 農林水産業	> y # + 917/7+1/7 47/	- 事業種日	農林水産業
#4 <u>98480</u> 543/448 上本町園芸(株)		^{維与支払者の} 54 Xは48 上本町園芸(株)		
water when	一 受 脸 省 絶 人 員 6 人	Without Without	一经舱背	6
ective#90 大阪本社		*UTIN6#397 大阪本社		0
又は事業の4.%		2/2 孝操の名伴	#10\$UX1\$**	2
> 1 # + 111107)/19 /17III/77/1/1/97/2014	(語論者) 人	> ジガナオオテカシテンノワシ クワエホンマテハイハ(タワン20カイ = 542-0001	(法院者)	
R上の新在地 大阪市天王寺区上本町	人普通軍収対象者 (通職者を除く) 人	同上の新在地 大阪市天王寺区上本町	人 普通像収対象者 (連環者を除く)	
ハイハイダリン20階	「報告人員の合計 2 人		報告人員の合計	2
#A1968#A @A1968#A Off##ORE	所 幣 天王寺 税務署名 "****	at tablesh antaleonae ontereonae	所 略 税務署名	天王寺
26時まのR46、 経理部 #周載、原格 氏名 大阪 花子 R 2 電報 8 号→ (110 応)	税 初々 約年の支払方法 銀行 振込 及びその順日 、毎月25日	^{編集者のDL4} 。 経理部 が展見,948 氏名 大阪 花子 A ^{∞の戦争サ} (1975)	給与の支払方法 及びその場日	銀行振込 、毎月25日
Returnered LC名 青森 太郎	約人書の送付 必要 (不要)	#######646 K名 書森 太郎 & 1 単 # # 0 0 0000 2222	納入書の送付	必要・不要
 この基本支払期待着(以下)時を増したから、)に、対応告して、 の基本である場合を、ありたいにでの構成を引くため、 にの基本であるで、ありたいにでの構成を引くている場合、 にのして、 にの にの にの にの にの にの にの にの にの にの にの にの にの	下「前」という。」第317条の6篇 論者のあるちのは、次により算柄市 かっ違いに本の時代の1月31日 てくば311。 人名は今年を支払った第項を主催し 人名は今年を支払った第項を主催し になった第二次であった になった第二次であった第一次であった。 でください、なお、男人等参考記録 任命の発売を全要者してください。 「」 そのいただまする者のため、所属 それ後でする者のため、所属	1 このあみな気化的な、「「「あちゅ」という」」は、成支配は、(X」「」) このあみな気化的な、(A」の、(A」の、(A」の、(A」の、(A」の、(A))、(A))、(A))、(A))、(A))、(A))、(A))、(A)	という。)第317 55500年、次によ 2010年の型年の13 2010年の型年の13 2010年の型年の13 2010年の大瀬岡 4月支子院に対ける 50%のた瀬間 4月支子院に対ける 50%のた瀬間 4月支子院に対ける 50%のた瀬 2010年の一部 2010年の 2010年 2010年 2010年の 2010年の 2010年 2010年 2010年 2010年 2010 2010 2010	会の6篇 り開始市 1月31日 1を記載し (を記載し に) い う を記載 た に、) い で ま に 、 () で に 、 () で 、 () の () で 、 () の) () の () の) () の () の () の () の) () の () の () ()

•	関	西夕	イプ
---	---	----	----

札幌市	1	Ę			新聞記外の録音	33 BERLICK			
提 出 目	合和	4 4 1 ₈ 25 8	1. 建加 -		1	新規の場合	l≩ [1]	を犯入→	
給与の支払期間	令阳	3 🕫 1 дэрь 6	12 ASSET						
給与支払者の個人 番号又は出人番号	7	1 2 3 4 5 6 1	7 8 9 0		1 2	(右詰めで)	ELLT	ください。)	
フリガナ	ウエホンマ	キエンゲークカブ			*	業種目		農林水産等	
給与支払者の 名称又は氏名	上本周	7園芸(株)			受新	前者總人員		6	
所得られ原来做び をしている事務所 アド本本所の条件	大阪本	暀	報	住民税 差しう	を給与から (きする人	在職者	2		
フリガナ	7,79, 752	テレノウン クウエネンマテハイハイタウン20カイ	告	ats has also iter		法联告			
同上の所在地	〒543-0001 大阪市天王寺区上本町 ハイハイタウン20階				住民間を結与から 差し引きできない人 ア気 その		20 757 20		
特別後収関係 書類の送付先 (#4505((##2・# #5454603#23)	▼			A	at			2	
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名	代表現	始締役 大阪 太郎		π I	8 82 87 A		王寺	5.65	
	所 篇 儀 保 名	経理部		油なしたり	の大手の方 その第1	銀行振	込、復	≱月25日	
連絡者の氏名、 所属銀、係名 及び電話番号	79#* ####/*#= 馬 考 大阪 花子				1.6-460.000	朝QX I. 必要 創入 引計		CHER 2	
				通行は記事ですか 2 不要 新見ジステム				行人 輸入ナー	
	氏 名	青森 太郎		-			525	8.m	
国与初建11等の 氏名、所在地 及び電話番号	所在地	大阪市天王寺区上本町							
And	184	06-6666-7777				20.0			
 注)給与支 1月31日ボ 注) 個人事業主 認言類又は 注) 停延徴収と を確認して 注) 訂正する場 	払報告 土曜日 の方は、 してださい 合は	字書(個人別明録報書)につ 「日曜日の場合は、2月第1月曜日 個人借号を記入してください。」 し)が必要です。 与支払報告書を提出する場合は、 、 、 、 本載で特徴してください。	いけて 1月3 が要出現版とない 枚表を提出する際 株通激収切枠理由	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	日ま、 者号及1 を使用す	でに提出	してく 書類の推 出先各市	、ださい。 6示又は提出(町村の提出方)	

修正

I. 給与·賞与/入力・出力

1)給与・賞与/年末調整データ入力(ProIは年末調整タブから同様の処理が可能)

①給与収入が1,000万円を超えている社員の控除入力タブを開くと、配偶者控除を対象外に変更する旨の メッセージが出て区分が変わっていたのを修正しました。

- ・年調時以外(通常月)では、年調区分に関わらず、配偶者区分「一般・老配」の配偶者の情報が登録 されていると、上記メッセージが出て「対象外」に変わっていました。
- ・年調時では、年調区分が「年調しない」の社員において、現象が起きていました。



※ご注意※

配偶者区分の変更が伴う不具合です。通常月の給与計算には影響しませんが、年調時の扶養控除額の 計算に影響があります。通常月で区分変更されてしまった社員につきましては、お手数ですがご確認 いただきますようお願いいたします。(年調時は「年調しない」社員のみの現象のため、年調計算に 影響はありませんが、区分の変更はされております。)

2) 退職金明細書

 「前の退職手当についての勤続年数及勤続年数に応ずる控除の金額」(従前のプログラムでは「左の勤 続年数に通算された前の退職手当についての勤続年数及勤続年数に応ずる控除の金額」)の年数につい て、誤った年が算出されるケースがあったため修正しました。

※令和4年以降マスターが対象です。

現象の例:自)平成25年4月1日 至)平成29年3月31日(ちょうど4年)のとき

	勤続年数及び勤続年数に 応ずる控除の金額				この 夏職 勤続	カ続年数に通算された前の ≦当についての勤続年数及 年数に応ずる控除の金額	关己:日畔祈得忧险药		
ſ		20年04月01日	自	平成	25年04月01日	左り退輸所付任体額			
ſ		103年12月31日		平成	29年03月31日				
Ì	14年		5,600,000	03年		1,200,000	4,400,000		

「勤続年数及び勤続年数に応ずる控除の金額」は 13 年 8 か月のため、切り上げて 14 年。 「左の勤続年数に~控除の金額」の年数はちょうど 4 年だが、切り捨てられて 3 年。 「差引退職所得控除額」は、5,600,000-1,600,000=4,000,000 が正しいが、4,400,000 円となっていました。

Ⅱ. 給与・賞与/出力

1) 出力処理/社会保険チェックリスト

①前年又は当年過去月に一度、(1)在職区分「当月退職、既退職、継続雇用」及び(2)退職年月日の双方を 入力されていた社員が、「当月退職者」になると、子育て拠出金が計算されなかった(当該欄に出力されなかった)のを修正しました。

●修正前

		総保	険料	本人負担		
間人コード 氏 名	键 保 等 殺 厚 年 等 認 標準範酬月額 標準範酬月朝	内 基本 科 内 特 定料 内 方 旋 科 健康 (4)時料 厚 生 年 金 巻 金 (44,500/1000) (17,300/1000) (115,70/1000) (115,700/1000)	掛金 子育て拠出金 保険料合計	内 被 本 科 内 特定 科 内 方 課 科 健康 (得)(科 厚 生 年 金 (32, 250/1000) (17, 150/1000) (8, 350/1000) (9, 350/1000)	本人負担合計	事業主負担
000001 当月退職	[5] [2 98,000 98,00	6.321.00 3.361.40 9.652.40 17,934.00	27,616.4	3. 160 1. 681 0. 4. 941, 8. 967	13.80	13 808 40

●修正後

			総保険料				本人	鱼担		
欄人コード 氏 名	键 保 等 談 厚 年 等 彩 標準範酬月額 標準報酬月	内基本料 内特定料 (64,500/1000) (34,300/1000) (117,300/1000)	菱金掛金	子育て拠出金	保険料合計	内 基 本 料 内 特 定 料 内 介 護 料 健康保険料 (32,250/1000) (17,150/1000) (8,950/1000) (59,950/1000)	厚生年金	基金掛金	本人負担合計	事業主負担
000001 当月退職	[5] [5] 98,000 98,0	6, 321, 00 3, 361, 40 20 9, 682, 40 17, 934.	10	352.80	27, 969. 20	3. 160 1. 681 4. 841	8,967		13.80	14, 161, 20